研究支援サービス・パートナーシップ認定制度の創設



1. 目 的

民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学省が認定することを通じ、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援する。

2. 認定要件

- (1) 当該サービスが、**研究者の研究環境を向上させ、我が国にお ける科学技術の推進及びイノベーションの創出に貢献**するもので あること
- (2) 当該サービスが、他の取組と比べて優れた特徴を有していること
- (3) 当該サービスを行う事業者が、大学、独立行政法人、研究機 関やその研究者等と良好な関係(ネットワーク)を構築できるも のであること
- (4) 当該サービスを行う事業者が、十分な管理運営体制及び財務 基盤を確保していること
- (5) 当該サービスが、(1) に掲げる要件を満たすことに寄与する事 業実績を有していること

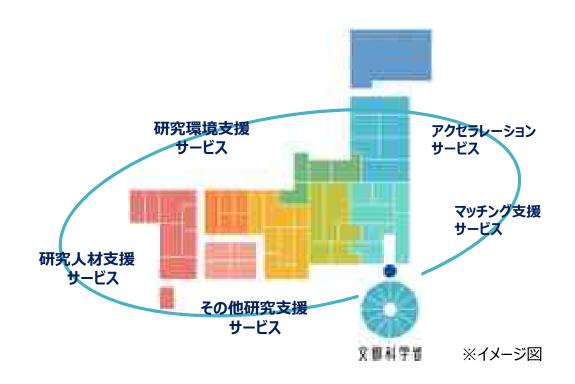
3. 手続き

民間事業者から研究支援サービスの公募 (年1回、1か月程度) を行う。認定の単位は、事業者単位ではなく、サービス単位とする。 文部科学省は、申請のあった研究支援サービスについて認定要件等 に照らして審査を行い、外部有識者から意見を聴取した上で認定する。

4. 令和元年度のスケジュール

公募期間:令和元年10月30日(水)正午~11月29日(金)正午 認定:令和2年1月中を予定

※文部科学省の科学技術改革タスクフォースにおいて省内有志によって提案された施策



5. 仕組み

- (1)認定により、<u>研究者の研究環境を向上させる、研究支援サービスの利活用を奨励、促進し、研究コミュニティ等に対する認知度を</u> 高める。
- (2) 研究支援サービスを認定された事業者と文部科学省は、定期 的または不定期に意見交換やネットワーキング等の場を設ける。
- (3) 将来的に、認定された研究支援サービスのうち、文部科学省関連事業との連携により、当該サービスの加速が見込まれ、また、連携対象となる文部科学省関連事業にも貢献が大きいものについて具体的な連携(金銭的な支援(補助)は除く)を検討する。